

広島北労基署ニュース

イベント結果レポート

食品製造業向け安全衛生セミナーを開催しました。

皆様 ご安全に！
 広島北労働基準監督署管内では、令和3年に入り、休業4日以上の労働災害が例年と比べて大幅に増加しています。
 とりわけ、管内の主要産業の一つである食品製造業での災害が多いことから、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターが実施する厚生労働省補助事業(中小企業安全衛生サポート事業)と連携し、令和3年8月4日に当署2階会議室において「食品製造業向け安全衛生セミナー」を開催しましたので、その結果をレポートします。



本セミナーには、定員を超える申し込みがあり、当日は満員となる12社12人の方にご参加いただきました。



当署の担当官からは、「改正労働基準法の概要」及び「食品製造業における労働災害防止のポイント(STOP転倒災害やエイジフレンドリーガイドライン等の概要)」について説明しました。



転倒災害は設備改善で防ぐ！

その転倒原因はどれか？

広島北労働基準監督署
労災防止のポイント
 食品製造業の巻
 令和3年6月号

当署管内において食品製造業での労働災害が増えています。あなたの事業場でもこんな問題が発生していませんか？



厚生労働省 広島労働局 広島北労働基準監督署

広島北労働基準監督署作成リーフレット(食品製造業の巻)
 特徴:「転倒災害が多い」「経験の浅い労働者の災害が多い」



中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターの原田副所長様からは、「食品製造業における安全講話」に加え、セミナー申込み時に皆様からご提出いただいた「自社の安全衛生管理上の相談ごとや悩みごと」に対して、他社の事例等による具体的なアドバイスをいただきました。なお、相談は9つあり、「高齢化が進んでいるがどんな所を注意すべきか?」「経験年数の少ない者の労災が増えている。どんな初期教育が必要か?」等々の相談が寄せられました。

令和3年度セミナー・説明会予定

広島北労働基準監督署では、
今後も、各種説明会を開催いたします。



働き方改革説明会

時間外労働上限規制・年次有給休暇5日付与義務・同一労働同一賃金・各種ハラスメント防止措置・テレワーク等新たな働き方に対応した労務管理etcまさに「今」経営者の方に理解していただきたい働き方改革に関する諸制度について解説します。
また、支援策として各種助成金制度についてもご紹介します！

働き方改革

社会福祉施設災害防止セミナー

災害が増加している社会福祉施設における労働災害防止セミナーの開催を予定しております。
転倒災害、腰痛災害等業種特有の災害防止に関する説明の他、労務管理に関しても併せてご説明いたします。

労働災害防止

※日程・会場は調整中です。

※当署が把握している対象の事業場には、別途、日程・会場をご案内させていただきます。

※参加希望のあるテーマがありましたら、☎082-812-2115までお気軽にご連絡ください。

労働時間相談・支援

時間外労働上限規制・年次有給休暇5日付与義務等について、担当者が訪問し、相談に対応いたします。

支援の申込は簡単です！082-812-2115

に電話して、『「支援班」に相談したいことがあるんだけど』とお問い合わせください。

直ちに担当者が、面接方法(事業所訪問又は来署)、日程、内容等申し込みされた方のご希望に沿うかたちで調整します。希望がない限り、こちらから資料の準備をお願いすることはありません。